

## 愛媛大学若手研究者キャリア支援事業研究支援員に関する申合せ

平成25年 7月 1日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この申合せは、愛媛大学若手研究者キャリア支援事業実施要項（以下「要項」という。）第9の規定に基づき、愛媛大学若手研究者キャリア支援事業研究支援員（以下「研究支援員」という。）の業務内容、配置時間、選考方法、雇用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2 研究支援員の支援業務は、原則として、次の各号に掲げる研究補助業務とする。

- (1) 実験・調査の補助
- (2) データの入力や整理
- (3) データ分析・解析補助
- (4) 図表などの校正・整形
- (5) 論文作成補助
- (6) 情報の検索・収集
- (7) 研究費申請書類作成補助
- (8) 学会発表準備補助
- (9) 翻訳
- (10) 資料整理
- (11) その他研究に関する補助業務

2 研究支援員は、原則として、利用者（採択された者をいう。以下同じ。）が申請時に申請した研究補助業務以外の業務を行うことはできない。

3 利用者は、研究支援員が利用者と同じ研究室に所属する学生の場合は、支援業務内容を明確にし、研究室運営に十分に配慮しなければならない。

4 利用者は、次世代研究者育成の視点を持ち、研究支援員の業務内容等を指示するとともに、研究支援員のキャリア形成に配慮し、ロールモデルとして啓発に努めるものとする。

(配置時間)

第3 研究支援員を配置する時間の上限は、募集ごとに予算に応じて決定する。

2 研究支援員の勤務時間は、1日7時間45分、週19時間をそれぞれ超えることはできない。また、休日に勤務させることはできない。

3 研究支援員が学生の場合は、勤務時間は履修登録科目の授業時間と重複しない時間帯とし、博士論文・修士論文・卒業論文の作成に差し支えない勤務形態とする。

(研究支援員人材バンク)

第4 研究支援員の円滑な選定を行うため、ダイバーシティ推進本部ジェンダー協働推進センター（以下「センター」という。）に、研究支援員人材バンクを置く。

2 研究支援員人材バンクに登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学生
- (2) 一般の者

3 登録を希望する者は、別に定める登録申請書をセンターに提出するものとする。

4 学生は、前項の登録申請書を提出するにあたって、指導教員の許可を得なければならない。

(選考及び雇用)

第5 研究支援員は、利用者が研究支援員人材バンク登録者のうちから推薦し、センター

が選考する。

2 研究支援員は、本学の有期契約職員として雇用し、所属はセンターとする。

3 研究支援員が学生の場合には、別に定める雇用調書兼申立書を提出しなければならない。

(事由の変更)

第6 利用者及び研究支援員は、要項第3又は第4第3項の申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに報告しなければならない。

(事務)

第7 この申合せに関する事務は、総務部人事課において処理する。

附 則

この申合せは、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年6月27日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年12月9日から施行する。

附 則

この申合せは、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。